

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 今回は、議員から2件の条例議案が提出される予定であり、その説明のために依光議員、岡田議員の出席を求めているので、御了承願う。
 本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案及び議会への報告事項

ア 知事提出予定議案

明神委員長 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(徳重総務部長、説明)

明神委員長 何か質問はないか。

(なし)

イ 議会への報告事項

明神委員長 次に、議会への報告事項に関して総務部長から報告がある。
 まず、損害賠償の額の決定に関する専決処分について、昨年度までと同様に6月定例会の議運で報告いただく。
 総務部長どうぞ。

徳重総務部長 お手元の「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分(損害賠償の額の決定)について」と書かれた資料を御覧願う。毎年度、損害賠償額の決定について専決処分報告をしているが、そのうち前年度1年間の交通事故の状況等を取りまとめ、毎年6月議会定例会前の議会運営委員会において報告をしている。

表の左側の区分のうち、「ア 県が所有し、又は管理する自動車等による事故」が交通事故に関するものになる。その行の右端を御覧願う。昨年度報告した交通事故に係る専決処分の件数は37件となっており、令和元年度48件から減少している。さらに、県側の過失割合により、a、b、cの3段階に区分している。令和2年度に報告した37件のうち、aの過失割合100%が28件となっており、全体の多くを占めているところである。過失割合100%の事故は、不注意によるものが多く職員が緊張感を持って運転することにより未然に防ぐことができるものが大半と考えている。

こうした状況を踏まえて、職員への注意喚起を強化して事故防止に努めている。知事部局においては、月曜日の庁内放送による注意喚起や、交通事故の累計件数をイントラネットに掲示するなどの注意喚起を行っている。また、令和元年度から公用車の購入や平成26年度以降に購入した車両の車検の際にリアコーナースエンサーを付けるなど対策をしている。昨年度は、職員を対象としてドライブレコーダー映像による動画などを使用した交通事故防止のオンライン講習を開催した。あわせて、各所属においても研修素材を活用した職場内研修を実施するように周知しているところである。

警察本部においては、朝礼やその他の機会を捉えて、事故防止の徹底の呼びかけ

を実施している。

また、事故が発生した際にはその都度県内の全所属に対し事故概要等の情報共有を図るとともに月1回事故防止に関する具体的な事例や注意事項をまとめた共有資料を配布のうえ、活用することで注意喚起を図っている。さらに、交通事故発生リスクの高い職員を対象とした運転訓練や、交通事故を起こした職員等に対する個別具体的な指導等を実施する対策も行っている。

今後も、機会を捉えて職員への注意喚起を図るとともに、引き続き講習会を開催することなどにより、知事部局、教育委員会、警察本部において、安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故防止を徹底してまいる。よろしく願います。

明神委員長

何か質問はないか。

梶原委員

これまでずっと報告をいただいて、事故防止の取組を徹底されるということを説明をいただいている。毎年取組をしながらも現状からあまり変わらないというような状況の中で、今年やっと件数が減っているということについては熱心に取り組んでいただいた結果であるというふうに思っている。その上で、ぜひこの事故件数の減少傾向を継続してもらいたいと、そういう意味でも今年なぜ件数がこれだけ減ったのか、それは先ほど言われた取組の成果があったのか、もしくは新型コロナウイルスの影響で県有車を使った移動が減少したことによるところが大きいのか、その辺の分析をどのようにされているのか教えてほしい。

徳重総務部長

まずは、先ほどもるる申し上げたが事故が起きたときの情報共有を図って類似の案件が発生しないように周知を図ったところであったり、公用車内にステッカーを張り注意喚起を促すといった取組を徐々にしてきたことが功を奏してきたと思っている。ただ、御指摘のとおり昨年は新型コロナウイルスの影響で移動機会も減っているということも、この事故件数に少し影響しているところもあるとは思うが、この減少傾向を庁内でも徹底して維持できるように注意喚起をさらに図っていきいたいということが我々の考えである。

以上である。

明神委員長

ほかにないか。

(なし)

明神委員長

それでは、執行部には引き続き原因等を分析し、再発防止に努めるよう要請をしておく。

次に、高知県債権管理条例に基づく債権放棄に関する議会への報告について、総務部長どうぞ。

徳重総務部長

お手元の「非強制徴収債権の放棄について（報告）」を御覧願う。

高知県債権管理条例に基づく債権放棄については、原則として、年度末に一括して債権放棄を行っていることから、6月定例会において報告することとしている。

お手元の資料を開会日に議場配布した上でそれぞれの常任委員会でも主管課が御説明させていただくこととしている。

また、要配慮個人情報に該当するため、報告様式に債務者の住所・氏名を記載し

ない債権がある場合には、開会前の議会運営委員会においてそのことを報告している。今回、4種類の債権放棄があるが、このうち3番の高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権及び4番の診療に係る債権の2種類の債権については、社会的身分、診療等の情報に関係し、債権名称と債務者の住所・氏名を併せて記載することにより、要配慮個人情報に記載する結果となることから、報告書の別紙には住所・氏名を記載しない取扱いとしているので、このことを報告させていただく。

以上である。

明神委員長

何か質問はないか。

(なし)

(2) 議員提出予定議案

明神委員長

次に、議員提出予定議案についてである。

議員から、6月定例会に条例議案を提出する予定である旨の申出が2件あったので、その提出予定議案をそれぞれお手元にお配りしてある。

まず、「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例」議案について、岡田議員より説明を願う。

(岡田議員、説明)

明神委員長

何か質問はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、ただいま提出者から説明があったが、なお各会派へも事前説明をよろしく願います。

次に、本会議での議事手続についてであるが、提出者の説明はいかがでしょうか。

米田委員

提出者の説明を行う。

明神委員長

提出者の説明を行うとのことであるので、知事の提案説明の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明を行うこととし、発言時間は10分以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

明神委員長

次に、「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」議案について、依光議員より説明を願う。

(依光議員、説明)

R3.6.18 議会運営委員会

明神委員長	何か質問はないか。 (なし)
明神委員長	それでは、ただいま提出者から説明があったが、なお各会派へも事前説明をよろしく願います。 次に、本会議での議事手続についてであるが、提出者の説明はいかがでしょうか。
梶原委員	提出者の説明を行う。
明神委員長	提出者の説明を行うとのことであるので、先ほどの「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例」議案の提案説明の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明を行うこととし、発言時間は10分以内ということで御異議ないか。 (異議なし)
明神委員長	それでは、さよう決する。 次に、議員提出議案2件に対する質疑についてである。議員提出議案に対する質疑を行う場合は、知事提出議案と一括して、申合せによる制限時間の中で行うということで、御異議ないか。 (異議なし)
明神委員長	それでは、さよう決する。 なお、この質疑において再答弁、再々答弁を求められた場合は、申合せにより答弁する議員は登壇して行うということで、御異議ないか。 (異議なし)
明神委員長	それでは、さよう決する。 次に、質疑を行う場合の発言通告書への記載についてであるが、答弁者があらかじめ準備できるよう、具体的な内容を記載するというところでよろしく願います。 なお、議員提出議案の委員会付託についてである。条例の内容からすると、2件ともメインは危機管理部及び健康政策部になるが、総務部、産業振興推進部及び商工労働部にも関連をしている。 については、2件ともメインとなる危機管理文化厚生委員会に付託することとして、審査の際に、総務部、産業振興推進部及び商工労働部に関する部分についての補足説明の必要があれば、その所管から危機管理文化厚生委員会に対して説明を行うということではいかがか。 (異議なし)
明神委員長	それでは、さよう決する。 以上、ここまでが議員提出予定議案についてである。依光議員、岡田議員、あり

ありがとうございました。

(依光議員・岡田議員、退席)

(3) 会期及び会議日程

明神委員長

次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
6月定例会の日程については、3月22日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、6月24日木曜日開会、7月8日木曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(4) 質疑並びに一般質問

ア 質問者（会派）の発言順序

明神委員長

次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、県民の会1名、日本共産党1名、公明党1名、一燈立志の会1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにすると
の慣例によると、

質問第1日目 6月29日火曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党
第2日目 6月30日水曜日 公明党、一燈立志の会、自由民主党
第3日目 7月1日木曜日 自由民主党、自由民主党

の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

明神委員長

次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

明神委員長

次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。
県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の

午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

明神委員長

次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、6月28日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(5) 請願書の受理期限

明神委員長

次に、請願書の受理期限についてである。
申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、6月29日火曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(6) 閉会中の常任委員会委員長報告

明神委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、報告する。

(7) 説明員

ア 新任の説明員の紹介

明神委員長

次に、説明員についてである。
まず、4ページの資料4、新任の説明員の紹介についてである。
新たに就任された説明員の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後に行うこととしたいが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

イ 執行部席

明神委員長

次に、5ページの資料5、執行部席についてである。このことについては、4月6日の議運で配席を変更することを御了承いただいているが、今定例会から資料5の配席とすることで、御了承願う。

(了 承)

明神委員長

なお、新たに文化生活スポーツ部長の隣に席を設けた政策調整担当理事について

は、議長が出席を求めた説明員としてではなく補助者として出席するというので、御了承願う。

(了 承)

2. 委員会のオンライン開催等について

明神委員長

次に、6 ページの資料 6、委員会のオンライン開催等についてである。
この件は前期議運からの引継事項であり、前回の議運で会派に持ち帰って御検討いただいた上、次回以降の議運で協議することとしていた。
協議の参考とするため、前回と同じ資料を資料 6 としてお示ししてある。
それでは、各会派の検討結果について、順次御発言願う。

梶原委員

前回の議運のときも自由民主党として申し上げたが、あくまで総務省の見解と同じく開催される場所に参集するというこの形が基本であるという姿勢とあわせて、緊急事態宣言が出ている、そういった場合についてはあくまで例外的な対応ができるような検討は進めていかなければならないという状況であり、委員会をオンラインで開催するための条例の制定であるとか、課題の整理であるとかの検討は進めつつも、今後のワクチン接種の進行の状況も踏まえて、委員会については参集して行うという基本姿勢のまま検討は続けていくというのが自由民主党としての考え方である。

坂本委員

委員会室に参集して委員会を開催するというのは基本原則であり、そのことは踏まえた上でオンラインで委員会を開催することが可能な環境整備をしておくということでそれに合わせた条例の検討なども含めて、引き続き検討していただければというふうに思う。

米田委員

日本共産党も、十分な検討はまだできていないが、従来の立場が原則で、ただ全国の地方議会も常任委員会のオンライン開催が実施されているところも出てきているし、検討は必要ではないかと思っている。

大石委員

感染症のこともそうであるし、他県の事例を見ると大規模災害なんかも想定しているので、検討はぜひ進めていただきたいと思う。

黒岩副委員長

あくまでも基本は基本としてしっかりとそれを守ることになると思うが、その上で先ほどからそれぞれが言っているとおり、緊急事態等想定をしたことも当然議論の場において検討していかなければならないと思うので、検討については今後課題としてやりとりをしなければならぬ課題も多いと思うので、議論を深めていくようになればと思う。

梶原委員

事務局の説明であるが、前回いただいた資料が令和 2 年 12 月 31 日現在ということで、その後の全国での条例の制定の状況、またあわせてオンライン開催する場合のセキュリティの問題であるとか、本人確認であるとか、自由な意思の表明の確保であるとか、いろいろな課題もあると思うが、その辺の整理の状況などを事務局のほうからぜひ御説明願う。

R3. 6. 18 議会運営委員会

	(川村政策調査課長、挙手)
川村政策調査課長	事務局で課題等の整理を行っているので、資料をお配りしてよろしいか。
明神委員長	資料を配付願う。
	(事務局、資料を配付)
明神委員長	事務局、説明を願う。
川村政策調査課長	<p>説明資料は、委員会へのオンライン参加を認めている都府県の状況と、オンライン会議を実施する場合の課題等について、整理中の2枚となっている。</p> <p>最初に、委員会へのオンライン参加を認めている都府県の状況について御説明申し上げる。委員会へのオンライン参加を認めている都府県の状況については、前回の説明では、条例改正している県は7都府県であったが、埼玉県、静岡県、兵庫県、長崎県の4県が追加され、現在11都府県となっている。開催するときの要件は、主に新型コロナウイルス感染症蔓延防止、大規模な災害等の発生などとなっている。</p> <p>委員会の範囲は、茨城県、群馬県、東京都、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、熊本県の8都府県は常任委員会、議会運営委員会、特別委員会となっている。埼玉県は常任委員会、議会運営委員会、三重県は常任委員会、特別委員会、代表者会など、長崎県は議会運営委員会のみとなっている。</p> <p>次に、開催実績のある県は、茨城県、大阪府となっている。開催可能であるが、開催実績のない県は、群馬県、愛知県、三重県、長崎県、熊本県の5県となっている。</p> <p>次に、検討中の欄の埼玉県、東京都は運営面で、静岡県、兵庫県は環境整備面で検討を行っている。委員会の運営要綱、申合せ事項は、埼玉県と東京都以外は決定されている。</p> <p>参加する場合の議員パソコンの状況は、貸与パソコンか、個人パソコン、個人のスマートフォンとなっている。参加した場合の通信費の公費負担は、貸与パソコンの場合は公費負担があり、個人パソコンの場合は自己負担という状況になっている。</p> <p>次に、オンライン会議を実施する場合の課題等について、現在整理中のものであるが、現時点で考えられる課題等について御説明申し上げる。</p> <p>まず、大項目のオンライン会議の要件では、開催する要件、開催場所への参集が困難な場合どのような場合とするか。新型コロナウイルス感染症蔓延防止、南海トラフ地震を見据えて大規模な災害等の発生等があった場合、そのほかに例えば大阪府のように育児、介護等のやむ得ない事由も要件とするのか。</p> <p>次に、対象とする委員会の範囲はどのようにするのか。常任委員会、議会運営委員会、特別委員会全てを対象とするのか。</p> <p>参加できる対象者の要件はどのようにするのか。例えば、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の場合、自宅待機者いわゆる濃厚接触者の場合、無症状でホテル等で療養中とする者を対象とするのか。</p> <p>次に、大項目の環境整備では、中項目のインターネット環境について、インターネットが整備された環境の構築をどのようにするのか。なお、現在委員会室はインターネット環境は未整備となっている。</p>

次に、議員パソコンについて、オンライン会議に出席するためのパソコンの取扱いをどのようにするのか。貸与している議員パソコンを活用するのか、タブレット等を購入し貸与するのか、個人パソコンを利用してもらうのか。また、オンライン会議に向けて、操作の研修等が必要となってくると考える。

次に、必要な機材について、新たな機材の整備をどのようにするのか。パソコンなどの機材、インターネットに接続する環境、スピーカーやマイクなどの音声関連機器、委員会室用の大型モニターなどの整備が必要となる。

情報セキュリティ対策では、情報セキュリティ対策は多岐にわたるため、様々な状況に対応するための検討が必要となる。例えば、なりすましによる関係者以外の外部からの不正アクセスによる審議への乱入への対応などがある。

最後に、大項目の委員会の運営では、委員の出席確認について、オンライン会議に出席を希望する委員は誰に対して、どのような方法で届出を行うのか。また、委員長がオンライン会議で出席している委員の確認方法はどのように行うのか。例えば、当該委員の音声とモニターに映った姿をもって確認するというのでよいのか。

委員会の議事進行について、オンラインで参加する議員に対し、委員会の状況をどのように見ってもらうのか。また、通信の不具合や機材のトラブルが発生した場合の運営の在り方や対策の検討が必要となる。例えば、トラブルの原因が不明な場合の委員会日程の取扱いをどのようにするのかなどの御協議が必要になるかと思う。

質疑応答では、オンライン会議で出席する委員が質問する場合の取扱いをどのようにするのか。また、オンラインで出席している委員の状況を事務局は注意深くモニターで監視する必要がある。

次に、採決について、オンラインで出席している委員が確認できない等機器のトラブルが発生した場合の取扱いをどのようにするのか。

その他、委員会開催中に執行部から追加資料が提出された場合、オンラインで出席している委員にどのように資料を提供するのか。

費用弁償について、オンライン会議で出席した場合の取扱いをどのようにするのか。

これ以外にも整理しなければならない点は幾つかあるかと思うが、現時点で考えられる課題等の説明とさせていただく。

明神委員長 ただいまの事務局の説明を受け、今後の協議の進め方も含め、質問、御意見があれば御発言願う。

坂本委員 課題として想定できるものと想定していなかったという課題もあろうかと思うので、会派へ持ち帰ってこれらの課題についてこういう対応をしたらどうかとか、さらにこういう課題も考えられるのではないかというふうなことも会派で検討した上で、また次回の議運で意見を持ち寄って課題の整理をし直してはどうかと思う。

米田委員 先行して開催しているところがあるので、今言ったような問題点や困難なことをどんなふうクリアしているのか、どう考えられて実施しているのか、せっかくやっているので教えてもらえたらと思う。情報収集していただいて。

梶原委員 現時点で事務局のほうで把握している、例えば大阪府の常任委員会の開催、これは様々な課題があったというふうにお聞きしているが、状況がもう少し詳しく分かれば事務局のほうで教えていただきたいと思う。茨城県のほうは議運の開催という

ことで、常任委員会のように審議をしてさらに採決をしなければならないという場面の意味合いとはちょっと違うかもしれないが、議運のオンライン開催がどのような状況であったか分かる範囲で構わないので説明を願う。

川村政策調査
課長

茨城県の議運については、濃厚接触者の疑いということで疑いの方が別室でオンラインで参加したということである。大阪府については、濃厚接触者の方が1名とそれから出産の関係でオンラインで参加した2名の方ということになる。

委員会の運営の在り方が各都道府県で異なっているため、大阪府の場合は高知県でいう一問一答の質問方式が委員会の中で行われているということで、事前に通告があって答弁しているというようなやり方をしている。

各県そこまで調べてはいないが、委員会の運営の在り方が異なっており、高知県が自由活発な質疑、答弁をされていて、そこはやり方が異なってくると思うので、また検討をしていかなければならないと思う。

以上である。

梶原委員

先ほど事務局から説明があったとおり、以前の議会改革のときも話が出たが、委員会の在り方については持ち時間も各委員に割り当てられるところであるとか、事前に事務局とのすり合わせがあるとか、通告をしているところであるとか——そういったことを考えたら、高知県の場合は委員長の裁量によりそれぞれの時間をしっかり指名をしていただいて、どの議員が発言しても議論が進むようにというところで、現場でのイレギュラーなこともあるし、そのことが議案の審議が深まることもかなり高知県の委員会の特長であるというふうに思っている。

その特長を生かしたままのオンライン開催というのは、先ほどの説明いただいた課題以外にも、実際やるとなると本当に多くの課題があるようにも想定される。それぞれ、今の課題について会派で検討して、また次の議運でというか、次の定例会でという話があったが、多分なかなかすぐに、一月二月で解決できるくらいの課題ではない。そのたびに事務局が全て課題に対応するというのは事務局への負担もかかると思うので、もう少し検討の期間を長めに取って、その上で新型コロナウイルス感染状況によって緊急的にやらなければいけないのであれば、緊急で議運を開いてとにかく整備を急ぐようにということはいつでも言えるので。当面は、事務局のほうではおおむね例えば半年なり来年の年度替わりまでに課題を整理していただいた上で、各会派でも検討、調査研究を行うということにしてはどうかと思う。現実的な開催もまだまだ限定的であるし、それをするにはいろいろな条件整備と、実務的にも時間がかかると思うので、ぜひその方向にしたほうが、事務局への負担もあまりかからず検討も進むのではないかというふうに思う。皆さんの御意見をお聞きしたいと思う。

大石委員

今の梶原委員の考え方で基本的にはよいと思うが、一方でいろいろなことを想定する中で、事務局がまとめているが一つ重要なのが、オンライン会議システムは様々なものがあるが、一体どういったものを先行しているところを使っているのかという情報がこの表の中にある。例えば、行政と同じような自前のものを使っているのか、あるいは民間のズームみたいなものを使っているのか、それによってセキュリティーの問題とか通信環境の問題が関係してくるので、それはぜひ1回各県の状況というのを教えていただけたらと思うのと、県も協議とかでオンライン会議をやっていると思うが、それが例えば議会のほうでも使えたりするのかとか、どういう環

境で県のほうはやっているのかとか、それもちょっと勉強させてもらえたらありがたいと思う。

坂本委員

今の大石委員の意見にほぼ賛同であるが、とにかく環境整備のほうだけは先行して進めていったらどうかと、場合によっては補正予算が必要になったりとかいうようなこともあるだろうから、その部分は、先ほど言われたように知事部局などが使っているオンラインシステムがどういうふうになっていて、例えばそれを議会のほうに導入するとしたらどういうふうになってくるのかとか、環境整備面は事務局で検討していただいて、それをこちらのほうにフィードバックしていただくというように進めていただこうかと思っている。それ以外の部分は、多少いろいろ想定されることがあつたりなかつたりするだろうから、梶原委員が言われたように時間をかけて各党派で検討した上で持ち寄るというふうにしてはどうかと思う。

梶原委員

皆さんそれぞれ大体方向性は同じだと思う。やるべき時期に向けてしっかり検討しなければならないという中で、事務局での検討というか課題の整理も必要だが、実際本当にやるとなったら、例えばシステムは何を使うかとか、個人パソコンにするか会派のパソコンに限定するか、私たち議会の中でその運用について、例えばこの議運とかいろいろなところで、議員が主体となって決めないといけないという状況にもなってくると思う。そういうときが来たら、この議運で実際に運用についてどうしていくかということも必要になってくると思うので、そのための期間をぜひ取っていただければというふうに思う。

西内(隆)委員

今梶原委員が言われたことで、政府もDXの関係を言っており、議会のほうもそちらも対応していかなければならないということで、いろいろ地方議会のほうでも話があつているようなので、情報収集しながら、あわせてこの議論を、その推移を見守りながら進めていくと、時間を取ったほうがよいかと思う。

明神委員長

ほかにないか。

(なし)

明神委員長

それでは、この件については、御意見にもあつたとおり課題等が多岐にわたつており、また全国の動向を見極める必要もあろうかと思う。については、事務局に当面調査を継続させることとし、課題の分析や全国の動向の把握が一定進んだところで、改めて議運で協議を行うこととしてはいかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

なお、協議を再開する時期については調査の進捗を見ながら、正副委員長において判断させていただくということで、御了承願う。

(了承)

3. その他

(1) 6月定例会における感染症拡大防止対策

明神委員長 次に、その他についてである。
 まず、10ページの資料7、6月定例会における感染症拡大防止対策についてである。
 このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長 10ページの資料7を御覧願う。
 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、6月定例会における対応の案である。
 まず、本会議の対応であるが、基本的には2月定例会と同様としたいと考えている。①手指消毒の徹底、②換気の徹底、③演壇の発言時以外の常時マスクの着用、④傍聴者への協力のお願ひも引き続き実施する。なお、この④の中の座席間隔の確保であるが、これまでは1.5メートルから2メートルの間隔を取るようにお座りいただいていたが、傍聴席はマスク着用の上声も出すことはないので、これを約1メートルの間隔とすることで、少しでも多くの県民の方の傍聴の機会を確保したいと考えている。なお、これにより、今までの34名から50名まで着席できることとなる。⑤説明員の出席については、常時のマスク着用と2月議会からの演台へのアクリル板の設置といった対応を踏まえ、絞り込みは行わず、通常どおりの出席を求めるとしたい。⑥アクリル板を設置し、⑦演台や質問席等の消毒については引き続き強化して行う。
 次に、委員会の対応及び議会全体としての対応であるが、こちらはこれまで同様としたいと考えている。
 以上である。

明神委員長 何か質問、御意見はないか。

(なし)

明神委員長 それでは、6月定例会における対応については、この案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

(2) 本会議の運営等に関する申し合わせ事項

明神委員長 次は、本会議の運営等に関する申し合わせ事項についてである。
 11ページの資料8は前回お示しした申し合わせ事項のうちの抜粋であるが、このうち④の項目について、会派から委員会室にパソコン等を持ち込んだ場合の使用方法について、使用音が気になることがあったので、「音を鳴らさないようにするなど審査に支障を来さないようにする」との申し合わせを再確認してほしいとの申出があった。
 この件については、各会派で改めて申し合わせの内容を確認し、適切に対応していくということにしたいが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。各委員から、会派内への周知を願う。

(3)その他

明神委員長

ほかに、その他で何かないか。

(吉岡議事課長、挙手)

明神委員長

吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長

本年度計画をしている議会中継システムの更新について、更新時期の変更について御説明させていただく。

資料のほうはない。口頭で説明申し上げる。

昨年の議会運営委員会で御説明したが、現在使用している本会議のインターネット中継のためのシステムの機器類は、平成24年に整備したもので、メーカーの修理サービスの期限が来ており、また実際に不具合も生じている。このため、約800万円の予算を計上し、本年度更新することとしている。

その作業スケジュールについて、6月定例会までに更新する予定であると御説明していたが、国内の電子部品製造メーカーの工場火災を原因とした半導体不足から、システムを構成する機器類の入手が困難となっている。このため、更新スケジュールを見直すこととした。

現在の予定では、12月定例会前に機器の更新を行い、テストを踏まえ、来年2月定例会から新システムへ移行とする計画としている。その際には、改めて御説明したいと考えている。

以上である。

明神委員長

何か質問はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、報告のとおりで御了承願う。

(了承)

明神委員長

ほかにないか。

(なし)

明神委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の7月1日木曜日午前9時から開催することとする。協議事項は、議案の付託等である。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。